

## 地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて

### －市民館、図書館のあり方を中心に－

#### I はじめに―何を課題にして取り組んだか

市民館・図書館は、更にいえば博物館は、社会教育・生涯学習の推進の要に当たるものである。したがって、川崎市の生涯学習施策の根幹は、これら施設の充実・整備にあるといつてよい。川崎市においては、教育文化会館と市民館の分館を含み市民館を 13 館、図書館は分館及び閲覧所を含み 13 館が設置されている。これらの社会教育施設が、より一層市民に親しまれる運営と事業を推進していくために、近年の社会の変化、行政方針の変化などを踏まえ、もう一度、公民館・図書館のあり方について再考・再確認をする必要があると我々は考え、その施設のあり方をテーマに、研究協議を重ねてきた。

研究・協議の背景の第一には、2010(平成 22)年度より、教育文化会館・市民館の事務を区長への事務委任又は補助執行としたことである。これに伴い、市民館職員は区役所を本務とし、教育委員会を併任している。このような体制にあっても、市民館等施設は、教育の施設であることには変わりはない。

そもそも、戦前の教育が政治に支配されたという反省から、教育委員会は一般行政から独立した機関として設けられている。したがって、教育委員会制度の下で設置された社会教育施設の独立性が保障され、市長部局からの干渉によって事業・運営のあり方が損なわれることがないようにすることが重要である。市民館の区役所への移管から6年が経過した今日、移管によって良くなった点、反省や改善をすべき点を検討することにした。

第二に、近年、公民館(市民館)・図書館に指定管理者制度が導入されつつあり、川崎市においても、いくつかの社会教育施設では指定管理者制度が適用されている状況に鑑み、市民館・図書館が、どのように運営され、どのような機能を果たすべきかを踏まえた上で、指定者管理者制度にふさわしい施設であるかどうかを検討することにした。

第三には、2015(平成 27)年2月に、川崎市内の多摩川河川敷で中学生が殺害されるという衝撃的な事件が発生したが、加害者・被害者が共に少年であったこの事件を社会教育の課題として深く受け止め、現行の社会教育システムの何に問題があったのか、既存の施設の活用による事態の改善は可能なのか、社会教育システムをどのように変革するべきであるか等を検討していくこととした。

#### II 自治を育て世代をつなぐ市民館に

##### (1) 市民館をめぐる論点

2015(平成 27)年2月に発生した中学生殺害事件を受け、地域社会が大きく変化している今日、市民館が果たす役割に注目するとともに、市民館事業への市民参加や、市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に係る事務委任、指定管理者制度をめぐる行政課題、非常勤職員のあり方が課題になっているものと認識し、研究・協議を進めた。

##### (2) 市民館の事業の基本

市民館は行政区において社会教育を振興し、区内の生涯学習全体をコーディネートする拠点としての役割が期待されている。そして今日より広範な市民ニーズをつかんでいくことが求められている。人と人をつなぐために、世代を越えた事業の実施、地域をつなげる市民館だよりの発行、大人にとっての居場所づくり、大学との連携といった取組が目される。また、地域の話し合いの場をつくり出すために、平和館を活用した社会教育の基本的課題に関わる平和・人権学習、タイムリーな企画による市民の学習意欲への対応などが期待される。更に、地域の話し合いの場をつくり出すために、より身近な地域施設や機関との連携を広げ、多面的な事業展開が期待される。

### **(3) 市民参加による市民館**

川崎市の市民自主企画事業を積極的に進めるために、市民からの要望を真摯に受け止め、市民企画事業の充実によって、市民参加の事業展開を一層推し進める必要がある。

### **(4) 市民館事務の区長への事務委任、補助執行の影響**

区長への事務委任、補助執行によって良くなった点、反省や改善すべき点を教育委員会と各区が合同で見直しをする必要がある。事務委任により区役所と連携して、従来にない事業を展開できるようになった点、新たに学びの場をつくるようなコミュニティ事業を実施できるようになったが、人材が不足している点、こども文化センターや老人いこいの家等との連携などの課題を検討する必要性が明らかになった。

### **(5) 社会的課題に応える市民館の事業**

趣味的な活動にとどまらず、平和や人権講座、あるいはいじめ等についての社会問題についての学習を積極的に創出し、社会の問題解決の推進力としての事業の推進に当たる必要がある。

### **(6) 市民館の組織と運営**

こども文化センター、まちづくり協議会、PTA、地域教育会議と市民館の関係、そして活動を支える社会教育関係職員が力を発揮できるような環境づくりが求められるところである。市民館の場合、市民の目線に立った公共サービス・生涯学習の推進という観点から性能規定を定めることや、市民を含む評価委員会の設置が大切と考える。2016(平成 28)年5月以降、市民館運営審議会を廃止し、その機能を社会教育委員会議の専門部会に位置付けたことによって、それぞれの専門部会の自律性を発揮していくとともに、川崎市の社会教育計画の全体の中で相互に交流の機会を推進すべきである。

### **(7) 市民館と地域をつなぐ他施設・他機関との連携**

大都市・川崎市の区に数少ない市民館・図書館によって、市民の学習活動を支えているのであるが、むしろ身近な地域に市民館とつなぐ施設や活動の存在は、今後連携した取組が求められているものとする。その一つが、中学校区に設置された「こども文化センター」である。そのため今後、その役割について見直し、事業の目的や役割をどのように連携した事業を組み入れることができるか検討が必要である。

### **(8) 市民館の指定管理者制度**

施設の運営・管理については、単に経済的効率性の視点よりも、市民の学習活動を支援する市民館としての役割を一層推進していく体制づくりが求められている。

### **(9) 社会教育職員の力量形成**

今期の活動を通じて、市民館の役割の中で、市民の活動講座の学びを支える職員の働きが極めて重要であると確認した。川崎市では、社会教育主事の有資格者を増やしていくことに努めているが、資格を取ってもすぐに職員が異動してしまい、市民とのネットワークを築く時間がないという市民の実感がある。学習支援の力量を高め、実践の長期的な展望を支えていくために、職員が社会教育の実践の展開を記録し、広く市民が実践の公共性を吟味することを可能にするような、社会教育の評価のサイクルを作り出す必要がある。

### **(10) これからの市民館を考える**

世代をつながり学びあう関係の構築、市民自治意識の醸成、市民の自主的な課題設定の支援が今後の市民館の役割として期待される。また、川崎の場合、市民館の対象人口規模の見直し、社会教育指導

員の力量形成、実践を支える力となる評価の制度化が急がれる。

### Ⅲ 人と地域がつながる図書館へ

#### (1)川崎市における図書館の歴史と現在

川崎市の市立図書館は、今日、市立図書館ホームページへのアクセス件数が増加し、市民の情報利用への関心の高さがうかがえる。そうした状況の中で、川崎らしさというものをいかに伝えていくかという問題も抱えている。また、産業系の専門図書館として知られる県立川崎図書館の移転に関する問題も出ている。

#### (2)多様化する図書館像

インターネットによる情報検索が日常化した今日、利用者が図書館に求める機能も多様化している。情報が溢れる社会にあって、それ故にさまよってしまうという新たな問題も出ている。図書館をめぐる状況は複雑化しており、図書館像も多様化している。

そんな中、「①居場所としての図書館の存在意義」、「②公立図書館と学校図書館との連携」という2つのテーマが浮かび上がった。

#### (3)居場所としての図書館～事例1:武蔵野プレイス～

武蔵野市の「武蔵野プレイス」は、指定管理者により運営される市立の施設であり、生涯学習支援機能、市民活動支援機能、青少年活動支援機能と並んで図書館機能が位置付けられている。青少年のみが利用できるフロアやカフェが設置されており、従来の図書館像を覆すような空間づくりにより、多くの世代が集う居場所づくりに成功している。一方で、蔵書数が少ない、落ち着いて読者ができないとの市民の声もあり、図書館のあり方をめぐって模索の過程にあることや、青少年の活動を支援する専門性の高い職員の雇用の継続をいかに実現するかといった課題を抱えていることもわかった。

#### (4)公立図書館と学校図書館の連携～事例2:横浜市山内図書館～

横浜市山内図書館は、同市で指定管理者制度が導入された初めての館である。制度の導入前までの蓄積の継承や郷土密着型事業の模索がなされていた。学校図書館連携担当という専門性を有する常勤職員がおり、追って学校司書の配置がなされた後にも継続して関わりを持っている。同館は、川崎市の学校図書館コーディネーター(総括学校司書)を参考にしたそうである。川崎の方が連携のためのインフラが充実しているが活用しきれていないことが判明した。また、学校図書館を地域の本の拠点とすることで、子どもの居場所づくりを進めていくことができないであろうかという見解を持つに至った。

#### (5)「居場所」づくりにつなげるために

図書館が様々な目的を持つ人々のすべてに対応する難しさはあるが、児童生徒の居場所となりうる可能性もある。図書館単独の施設のあり方や複合施設としてのあり方を地域に関係付けて考える必要がある。居場所を求めている人々にこんな使い方もできるということをどのように伝えるかという点が課題である。

#### (6)指定管理者制度をめぐって

2つの事例では、いずれも指定管理者制度が導入されていた。ただ、公立図書館に導入された場合、郷土資料の選択・維持、一般図書の選書・配架方法等をめぐって、公共性の維持という点で課題が残るものと見受けられた。また、学校との連携という観点からも、企業の論理による公教育への介入という問題が新たに生じる可能性があるのではないかと推察される。

#### (7)求められる図書館像

指定管理者制度においては職員の雇用が安定しないことが危惧される。図書館を魅力的なものにしようとする専門職員が10年位は業務に専念できる環境を整えるべきである。また、川崎の市立図書館の周りには、市民館、こども文化センター、学校図書館など、地域で市民が書籍や印刷物を通じて交流を深めることができる場所が複数ある。更に、市立図書館と学校図書館の相互利用のためのシステムのネットワーク

化ができています。以上の点から、川崎市においては指定管理者制度を導入しなくとも、行政が人材の活用と各施設の連携を促しつつ図書館事業を展開することで、諸課題に対応できるとの結論に至った。

## IV おわりに

### (1) 身近な地域に根ざした施設を創造する

市民館や図書館は、法的な根拠を持ち、設置目的が明確な施設という独自性を持っている。これら施設は行政が責任をもって設置することが求められ、市民の学習活動を保障する重要な役割を担っている。その重要な社会教育施設が、より日常生活に結び付いた身近な施設への期待が高まっている。概ね中学校区ごとに組織された地域教育会議や、「こども文化センター」、「老人いこいの家」等、様々な公共施設の社会教育活動に着目していく必要がある。

### (2) 施設の連携を高める

身近な地域における社会教育活動の推進には、行政区に関連する諸施設や諸団体・組織と連携策を開拓し、市民館・図書館の機能をより高めていく必要がある。今後、一層、地域の学校と市民館・図書館との連携が進み、事業の広がりを創り出していくことを期待される。

### (3) 多様性を兼ね備えた施設像を推進する

近年、社会教育施設は幅広い機能を兼ね備えた施設イメージを求めたり、実践を試みられたりする新しい動きを生み出している。その一つが、居場所としての市民館・図書館である。もともと、市民館の源流は、「地域のたまり場」であり、憩いの場・茶の間である。それが図書館においても期待されるようになり、新しい図書館イメージが既に始まっている。

### (4) 市民館・図書館の施設のあり方は、そこで働く職員のあり方に結び付く

私たちが市民館・図書館のあり方を探究していく過程において、最も印象的であった事柄は、それら施設をより魅力的なものにしようという情熱を持った職員によって支えられている姿であった。詰まるところ、施設の探究の道程は、そこで働く職員の資質と情熱にあることが伝わってきた。

しかしながら、今後とも継続して安定した職員体制を確保するためには、専門的専従の配置によって、専門性を発揮することができるような環境の整備が求められる。

### (5) 最後に―指定管理者制度をめぐって

川崎市の積み上げてきた市民館・図書館の成果を踏まえ、当面、指定管理者の導入の必要性は見当たらないとの結論が出た。

とはいえ、巨大都市・川崎において、望ましい市民館像や図書館像が十分に深められてきたとは言えない。私たちは社会教育施設がより身近な存在として位置付き、市民社会を支える自治的な活動を創り出していくためには、現在の区行政のもとに置かれた社会教育施設のシステムを見直さなければならない。社会教育施設の機能を一層充実させるためには、学校を含めた他の公共施設との連携を促進し、区行政の中で機能を発揮できるようにしていく方策を探究していく必要がある。

今後ますます、地域コミュニティの再生などの課題に応えていくため、この社会教育委員の提言が活かされるよう強く期待するものである。